

(第一類 第三号)

衆議院 法務委員会 議 録 第 五 号

昭和六十一年四月十一日(金曜日)

午前十時二十分開議

出席委員

委員長 福家 俊一君

理事 稻葉 修君

理事 太田 誠一君

理事 天野 等君

理事 岡本 富夫君

理事 衛藤征士郎君

理事 稻葉 誠一君

理事 武藤 山治君

理事 中村 巖君

理事 柴田 陸夫君

理事 上村千一郎君

理事 村上 茂利君

理事 松浦 利尚君

理事 横手 文雄君

理事 高村 正彦君

理事 小澤 克介君

理事 山本 政弘君

理事 橋本 文彦君

理事 林 百郎君

出席國務大臣

法務大臣 鈴木 省吾君

出席政府委員

法務大臣官房長 根來 泰周君

法務大臣官房副長 井嶋 一友君

法制調査部長 但木 敬一君

法制調査部参事官 末永 秀夫君

法務委員会調査室長

委員外の出席者

法務大臣官房司 但木 敬一君

法務大臣官房参事官 末永 秀夫君

委員の異動

四月九日

辞任

衛藤征士郎君

高村 正彦君

稲葉 誠一君

安倍 基雄君

補欠選任

佐藤 隆君

野呂田芳成君

山花 貞夫君

伊藤 英成君

同日

辞任

補欠選任

佐藤 隆君  
野呂田芳成君  
山花 貞夫君  
伊藤 英成君

衛藤征士郎君  
高村 正彦君  
稲葉 誠一君  
安倍 基雄君

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法案(内閣提出第八一号)

(This section is mostly blank in the original image, containing faint text and a large vertical line.)

第一類第三号 法務委員会議録第五号 昭和六十一年四月十一日

※「国会会議録検索システム」から取得

# 一部抜粋

立場に立つて考えれば、もう少し制限を緩める必要がないだろうか。今の問題、三条一項一号の問題にしましても、裁判所、検察庁に対する文書ということになればこれは法廷活動ですから、今の我々の常識からいっても当然これには携われないだろうと思いますが、一般の行政官庁等に対する手続という面でしたら、許認可手続というふうな面でしたら、むしろ積極的に認めてやることで逆に日本人弁護士が外国に行つて仕事をするときのあれとしても職域が広がるのじやなからうかというふうにも考えるのですが、これはいかがですか。

○井嶋政府委員 御指摘のとおり、各外国の要望を全体として見ますれば、今度の法案が制限的過ぎるといふ指摘があることは事実でございます。しかし、それぞれ項目別に分析いたしますれば私どもはそれなりに整理をしておるわけでございまして、決して制限的過ぎるといふような批判には当たらないということで対処し説得を繰り返してきたわけでございますけれども、おっしゃるような観点、つまり我が国の弁護士が出ていった場合の職域の問題というふうにして考える場合に、それはそれなりに問題点としてあるのだからと思ひます。

しかし、それぞれの受け入れ制度を仔細に見てみますと、それぞれの国はそれぞれ職務の範囲にいたしまして、その他の業務形態の規律にいたしまして、あるいは資格を与える要件にいたしまして、それぞれやはり違いがございまして、それぞれの国の弁護士制度との整合性あるいは司法制度とのかわり合いといったものが背景になつてそれぞれの制度がつくられてるなというふうな受けとめられるわけでございまして、そういった観点から見ました場合に、我が国の制度がまことに世界的に通用しない制度だというふうには決して思つておられないわけでございまして、先ほど来申しますように、むしろきちつと整理された考へ方に基づいた制度ではないだろうかというふうな考へております。

○天野(等)委員 この外国人弁護士を受け入れるということはいろいろなところで大きな影響をいいますか、そういうものをもたらすのじやないかというふうには私は考へるわけですが、弁護士の業務というだけではないで、会社の法務関係の仕事というふうなものについても非常に大きな変化をもたらすのじやなからうかという気がいたしますけれども、そういう点で、そういう状況に対応していくための法曹の養成といひますか、そういう問題も一つ大きな問題ではなからうか。今、調査部長の方からお話がありましたけれども、日本の弁護士にとつて、まだ外国で仕事をしていくんだというところが大きな問題になつていく弁護士の数というものは総体的には少ないのだからと思ひます。しかし、こういう今の経済状況の中では当然今後ふえていく、そういうことだろうと思ひますが、とすれば、当然法曹養成という場合に、弁護士だけの問題じやなしに、裁判官、検察官にしても同じかと思ひますけれども、そういう国際化というふうなものについても考へていかなければならぬのじやないか。司法修習生時代の研修の中にも外国法の修習というふうなもの、これは任意的には取り扱われてると思ひます。私も一度この法務委員会でその点について質問をしたことがございまして、そういう点、あるいは司法試験における外国語の問題というふうなことがあるのかもしれないけれども、そういう点について大臣の方で、全体として国際化というふうな観点から、法曹養成なり弁護士養成なりというふうなことでお考へがございましたらお聞かせをいただきたいと思ひます。

○鈴木本務大臣 現在の段階では、特に日本弁護士連合会とのいろいろな協議の過程において、今回提案いたしました案を現時点においては最良のものだと思つて提案をいたしておるわけでございまして。先ほど来先生からいろいろ御指摘をいたしている産業界もあるいは各方面の制度も変わつてく

ら国際化の問題で逆に日本から行つていろいろと向こうでやられるようなことのいろいろな問題を考へなければならぬ。そういうことから考へますと、先生御指摘いただきました将来の問題をもつればならないというふうにも私も感じました。しかし、これはなかなか一朝一夕にいかないと思ひますので、これから長期的にあらゆる方面と接触し、また検討しながらやらなければならぬ問題であろう。ただいま御指摘をいただきました担当としております今の司法修習生の問題、そういう問題まで今御言及になられました。そういうことまで将来いろいろと検討しなければならぬのではないかなというふうな感じに感じました次第でございまして。

○天野(等)委員 終わります。

○村上委員代理 この際、暫時休憩いたします。午後零時十二分休憩

午後三時十六分開議

○福家委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る十八日、参考人の出頭を求め、意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○福家委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、参考人の人選につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○福家委員長 質疑を続行いたします。稲葉誠一

君。

○稲葉(誠)委員 外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法、この法案について御質問をいたします。

最初にお聞きしたいのは、法案の細かいことといふよりも、むしろ提案理由の説明がございまして、それに関連するところでお聞きをするわけですが、これは恐らくその経緯と問題点についてはいろいろお話というか質問があつたかと思うのですが、相互主義ということが言われておるので、そうするとアメリカの今とこととは別として、相互主義ということなものですから、アメリカではこの法案に対応するものが既にできているのですか。それはどういふふうになつておるんでしようか。できておればその経緯なりその内容というものを御説明を願ひたい、こう思ふわけですが。

○井嶋政府委員 アメリカにおきましては、現在外国弁護士を受け入れる制度を持つてゐる州は三州でございまして、まず一番最初に昭和四十九年だつたと思ひますが、ニューヨーク州がこのルールをつくつたわけでございまして、外国弁護士をその資格をもとにリーガルコンサルタントといふことで受け入れるという制度でございまして、五年以上の実務経験のある者あるいは年齢が二十六歳以上である者といつたようなものを資格要件といたしまして、州裁判所が認可をいたしますればリーガルコンサルタントとして自分の国の法律及び外国法につきまして法律事務を取り扱うことができる。その職務の範囲をいたしましては、アメリカ法につきましてはアメリカ弁護士の助言なしは共同を要するといふような制限でありますとか、法廷に出られないといふような制限はもちろんございまして、一般的な法律事務を限られた範囲の法律につきまして取り扱うことができるといふ制度をつくつております。

それから、昨年の十一月にミシガン州が同じような趣旨で裁判所の規則の改正をいたしまして、外国弁護士をその資格において特別リーガルコン

サルタントという名前で受け入れることとしたし  
ております。

さらに、本年三月でございりますが、ワシントン  
DCが同じように裁判所ルールの改正をいたしま  
して、外国弁護士資格者を無試験で特別リールガ  
ルコンサルタントとして受け入れ、一定の範囲の法  
律サービスとせるといふ制度をつくっておるわ  
けでございます。

なお御参考までに、現在カリフォルニア州及び  
ハワイ州におきまして、それぞれ弁護士会あるい  
は裁判所がルールの改正作業を行っておりまし  
て、本年中には開くのではないかといふふうに予  
測されております。

○稲葉(誠)委員 今お話がありましたのは一九七  
四年のいわゆるニューヨーク・ルール、こう言わ  
れるものだと思います。パート五百二十一だと思  
うのですが、そこで言われておることに関連して  
の第一の疑問は、これは州の最高裁判所のルー  
ルなのに、日本の場合はどうして最高裁判所のルー  
ルでやれないのかということですね。その法体系  
にもちろん違いがあるし、いろいろあるかと思  
うのですが、そこはどうかというふうに説明をされ  
ておるのですか。

○井嶋政府委員 御案内のとおり、アメリカの弁  
護士は各州ごとに規律され、資格付与がされる  
という形になっておるわけでございます。大部分  
の州は裁判所のルールによって規律されてお  
りますが、ごく一部で州の立法府が制度をつくる  
という州もあるやに聞いております。いずれにいた  
しましても、アメリカの弁護士の規律、監督に関  
する事務を所管しております役所がそういう外国人  
弁護士を受け入れるルールをつくったということ  
になるわけでございます。

日本の場合、今回政府提案で提出をいたして  
おりますけれども、本来、御案内のとおり弁護士の  
職務に関する法律というのは弁護士法という法律  
になっておるわけでございます。今回の事務弁  
護士制度というのはいわば実質的には弁護士法の  
改正に当たるものでございます。そういった意味

で、日本の司法制度の基本である弁護士法が法律  
で規律されておりますから、その実質改正であ  
るといふ意味におきまして、法律でもって制定を  
するということを採用したわけでございます。

○稲葉(誠)委員 私が聞きましておきますのは弁  
護士法の改正の問題で、特に最初の弁護士法、そ  
して後の弁護士法、特に七条の問題なり何なりの  
問題が出てきますね。それは後から聞きをする  
のですが、アメリカにおいては州の最高裁判所の  
ルールで行われていて、アメリカにも司法省とい  
うものがあると思うのですが、各州ごとにあるの  
が連邦として統一してあるのかよくわかりませ  
んが、どうして日本の場合に最高裁判所の規則でや  
ることができないのか。規則制定権というものの  
範囲の問題はいろいろ難しい議論がありますね。  
学者によって非常に違う議論がありますけれど  
も、日本の場合はどうして最高裁判所のルールで  
はやれないのか。最高裁判所のルールというもの  
は一体どの範囲まで決められるべき筋合いのもの  
なのか、そのどの程度の程度をもって逸脱したもの  
と言えるのか、こういう点についてはなかなか難し  
いので最高裁判の方に聞かなければいかぬことか  
もわかりませんが、その点についても、大変  
失礼な言い方ですけども十分研究されたことは  
されたのですか。ならばお知らせ願えればと思  
います。

○井嶋政府委員 委員御指摘のとおり、憲法七十  
七条に最高裁判所の規則制定権というものがあ  
りまして、第一項に「最高裁判所は、訴訟に関する手  
続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理  
に関する事項について、規則を定める権限を有す  
る。」という規定があるわけでございます。この  
規定そのまますと、弁護士に関する規則  
を定める権限を有するといふふうに書かれてお  
るわけでございますが、これはもう委員も御指摘に  
なりましたとおり、この規則制定権の及ぶ範囲と  
申しますか事項と申しますか、それについてはい  
ろいろ学説上の争いがあるといふことは御存じの  
とおりでございます。しかし、私も多数の意見

として理解しておりますところによりまして、こ  
れはやはり裁判所と密接な関連がある部分、つま  
り端的に申し上げれば訴訟手続に関連する部分で  
弁護士を規律する部分といったようなものに規則  
制定権が及ぶのだ、それ以上に弁護士の資格の付  
与でございますとか、職務の制限でございますと  
か、あるいは懲戒といったような弁護士の本質に  
かかわる部分については及ばないのだといふふう  
に私も理解をしておるわけでございます。そして、  
そういった意味で今回の外国法事務弁護士制度の  
創設を最高裁判所規則で行ななかつたという理由  
になるわけでございます。

もう一つ実質的に申し上げれば、今度受け入れ  
ます外国法事務弁護士は、御案内のとおり法廷活  
動は一切認めないといふことで、専らいわゆる予  
防的法律事務と申しますか、そういった分野での  
活動を認めるわけでございます。そういった意味  
で、実質的にも今度は裁判所とのかかわり合いと  
いふものは出てこないといふようなことも実質的  
な理由になろうかと思っておりますけれども、いずれ  
にいたしましても理屈をいたしまして規則制定権で  
は押し切れない問題だといふふうには考えたわけ  
でございます。

○稲葉(誠)委員 日本で考える場合には最高裁  
判所の規則ではなくて政府提案か議員立法かの  
どっちかだと思っております。その点はまた後でお  
聞きいたしますが、それは私もわかるのですが、そ  
れではアメリカの場合に最高裁判所の規則でや  
っているといふのはどういふふうな沿革なりどう  
いふ具体的な理由があつたのかということ  
が疑問として出てくるわけでしょう。そこはど  
ういふふうになりますか。

○井嶋政府委員 大変難しい御質問でございます  
けれども、アメリカの州はそれぞれ御案内のよう  
な州の生い立ちを持って、それぞれ独立国として  
スタートしたものであるといふふうに理解いたし  
ておりますが、そういった中でそれぞれ各州ごと  
に三権がもととあつたはずでございます。そう  
いった意味で、それぞれの州がその時代に司法制

度と申しますか弁護士制度と申しますか、そう  
いったものをどが規律するのかといふようなこ  
とをその生い立ちの中で決めていかれたものだ  
と思っております。そういったものが集まってでき上  
つた連邦国家でございますが、御案内のとおりアメ  
リカの連邦憲法では州の権限に属するものは連邦  
の政府が手出しができないといふルールはつき  
り打ち出されておるわけでございます。現在司  
法制度につきましては州の権限であるといふふう  
に定めております。そこで、各州がそれを裁判所  
の権限としておるかあるいは州の立法府の権限と  
しておるかということとは若干異同はあるよう  
でございますけれども、いずれにいたしましても  
そういった州の生い立ちからくるものではないだ  
らうかといふふうに思いますが、それ以上のこと  
はちよつと私もよくわかりません。

○稲葉(誠)委員 沿革的な理由はわかるわけ  
でございますが、沿革だけでなく具体的な理由とな  
ると私にはよくわかりません。だからお聞き  
したわけなんです。

そこで、この弁護士法は本来は議員立法でし  
たかあるいは政府提案でしたか。旧弁護士法、そ  
れから戦後の弁護士法、それはどういふふうにな  
つておるのですか。

○井嶋政府委員 弁護士法は明治二十六年のい  
ゆる旧々弁護士法、それから昭和八年でございま  
したか旧々弁護士法、それから昭和二十四年の現  
行弁護士法と三つの段階を経ておるわけございま  
すが、もちろん戦前の旧々弁護士法及び旧々  
法は司法省が所管をした政府提案の法律でござ  
います。昭和二十四年にできました現行弁護士法  
は御案内のとおり議員立法でございます。その後  
質的な改正をいたしまして、昭和二十六年に一度、  
これは例の現行三十条の兼職関係の規定を改正  
したものでございます。これが一回と、昭和三十  
年の七条を削除する改正、この二回が実質改正で  
ございまして、これは議員立法で行われておりま  
す。その後十数回の法令改正による整理といった  
ような格好のものがございまして、これは全部政府

第一類第三号 法務委員会議録第五号 昭和六十一年四月十一日